

## 第5回京都市プール制検討委員会摘録

日時：平成21年11月4日（水）17時30分～

場所：国際交流会館1階 第1・2会議室

出席者：委員長 宮本義信，副委員長 木原克美，

安保千秋，井上直樹，片岡滋夫，土江田雅史，山田尋志，山手重信，

山本 隆，油谷幸代，今井豊嗣 （敬称略：五十音順）

※ 計10名（欠席者：山本 隆）

### — 開会 —

#### ○ 事務局

ただいまから，第5回京都市プール制検討委員会を開始致します。

本日は，御多忙の折，多数の御参集をいただきまして，誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます，保育課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は，委員11名中，山本委員が欠席で10名の出席となっておりますので，「京都市プール制検討委員会設置要綱第4条」に基づきまして，本委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

まず始めに資料の確認をお願い致します。お手元に「第5回京都市プール制検討委員会 資料」及び「第5回京都市プール制検討委員会 参考資料集」がございますでしょうか。

それでは，宮本委員長，議事の進行をお願い致します。

#### ○ 宮本委員長

それでは，議事を進めて参りたいと思います。前回，第4回の委員会では，民営保育園にお勤めの職員の方々の声としまして福祉保育労様，そして，保育園をご利用されている保護者の方々の声としまして保護者会様から本委員会で行っているプール制の見直しに関する御意見を頂戴致しました。

様々な御意見・御指摘もあり，より幅広い観点からの検討ができるのではないかと考えております。

今回は、再びプール制見直しに関する議論を進めて参りたいと思います。まず、前々回に資料要求のありました公営保育所に関するいくつかの資料について議論致しまして、その後で第2回委員会で出された論点の残る大きな2つを中心に議論を深めて参りたいと考えております。

そして、第3に、油谷委員から提出のごございました、「行政区保育士会及び会員からの意見」について御紹介をいただくという流れで進めて参りたいと考えております。

それでは、前々回に要求のありました公営保育所に関する資料につきまして、事務局から説明をお願い致します。

#### ○ 事務局

(公営保育所の資料について)

それでは、お手元の「京都市プール制検討委員会 参考資料集」3ページ、資料2をご覧ください。

前々回、第3回の委員会におきまして、公営保育所における職員配置基準やモデル年収についての資料をお示しいたしましたが、基準が細かいものであったため、民営保育園と比較するなど、分かりやすく説明願いたいとの御意見がございました。

そこで、それらの資料につきまして、順に説明致したいと存じます。

職員配置基準の比較につきましては、今回、3つのモデルケースをもとに比較を致しておりますが、その前に、公営保育所全体の職員配置状況について御説明させていただきたいと思っております。以下、所長及び作業員は含めておりませんので御了承ください。

ご覧の資料の一番左側、「定数」の部分が、前にお示しした公営保育所配置基準によりまして算出される職員定数を表しております。

ここで大きく太枠で、その右側、特別保育を含めまして、正規職員、非正規職員としている部分が、その定数に対します職員配置の状況を示しております。

公営保育所におきましては、年度途中の入園が多いことが一つの特徴でございますが、そのことに伴いまして、定数も順次増えていくこととなります。

また、そうした定数の増加に加えまして、産休や育児休業による休暇・休業

もあり、それらは、アルバイト職員を採用することで対応しております。ところが、採用が追いつかずに欠員が発生している状況でもございます。

その結果、定数に対します非正規の割合は、約21%となっております。

次に、真ん中右側の太枠で囲みました“特別保育等対応”の部分につきましては、延長保育・一時保育の実施等による短時間の非常勤職員を中心とした職員配置につきまして示しております。これも含めた全体の非正規割合は、約27%となっております。

5ページをご覧ください。

ここからは、公営保育所の例をモデルケースと致しましてピックアップし、公営保育所での職員配置とプール制を含めた民間保育園における職員配置を比較形式でお示ししております。

例と致しましては、定員60人、90人、120人の園、3つを例に挙げております。

例①について御説明を致します。定員60人について御説明をさせていただきます。

まず、上の箱書きには、前提条件となる、定員、児童数、特別保育等の状況をお示ししております。

この園では、定員が60人、入所児童数が68人と、また定員の弾力化を行っており、うち特例保育対象児童が48人となっております。

また、延長保育の利用が28人となっております。障害児の受け入れにつきましては、職員0.6人相当児童が1人、0.2人相当児童が5人となっております。

ここで、この職員0.6人相当児童とは、当該児童には、0.6人の保育士配置が必要と認定している児童というようにご理解頂ければよろしいかと存じます。

下の箱書きには、公営保育所におきます算定例と民間保育園におきます算定例を比較したものをお示ししております。まず、それぞれの算出方法につきまして順に御説明致します。

ページを進めていただき、8ページをご覧ください。

例①における公営保育所の定数算出について詳細をお示ししております。

この算出式につきましては、前々回の資料に基づいておりますが、保育士に関しましては、(1) 基準数においては、入所児童数に応じて8.0人、(2) 特例保育加算においては、1.3人、(3) 延長保育加配においては0.3人、(4) 休暇加配においては0.7人、(5) 休憩加配においては1.0人、(6) 障害児加配においては1.6人、(7) 主任保育士専任化加算においては1.0人と算出され、この場合の保育士の定数は合計致しまして14人となります。

次のページをご覧ください。

次に、調理員に関しましては、(1) 基本配置において1.5人、(2) 0歳児加配において0.6人、(3) 延長保育加配において0.1人、(4) 休暇加配において0.1人と算出され、この場合の調理員の定数は合計2人となります。

次のページをご覧ください。

続きまして、プール制配置基準等の算定についてお示しをしております。

まず、プール制に関する部分でございますが、算出方法につきましては、これまで説明してきたとおりでございますが、保育士に関しましては、(1) 在籍年齢基準数においては6.78人、休憩保育士対策数においては2人、特例保育対策基準数において1.32人、合わせて10.1人と算定され、この場合の保育士定数は9人、フリー経費定数が1人、ほか、保育士端数が0.10となります。

次に、調理員に関しましては、(1) 共通基準数においては2人、(2) 加配基準数においては0人と算出され、調理員定数は2人となります。

次のページをご覧ください。

プール制のいわゆる“右表”である、運営改善費等の金額換算部分に関しましては、(1) 運営改善費と、(2) 端数換算相当額を合わせ、約360万円となります。

その他と致しまして、プール制とは別に人件費として算出されるものとして、(1) 定員外児童に係る保育所運営費においては、民改費が12%の区分と仮定して、年額で約840万円、また(2) 定員弾力化対策費においては、年額で約92万円となります。

尚、この定員弾力化対策費は、プール制の対象とならない定員外入所児童に

関する助成制度でございます。

定員外入所児童に対します保育所運営費は、プール制とは関係なく、各保育園に本市から直接支払われておりまして、その算定基礎は国基準の配置基準に基づいております。

そのため、定員外入所児童に対します国基準の配置基準を本市基準に改善するため、国と本市の配置基準で差がある部分の、すなわち通常保育においては1歳児及び3歳児以上、また特例保育においては本市独自施策であることからすべての歳児、において、アルバイト単価をもとにはございますが、国と本市の配置基準の差を補完するための経費助成を行っているものでございます。

次のページをご覧ください。

(3) 延長保育におきましては、利用者からの延長保育料を含めた額を人件費相当額に換算して年額で約360万円、(4) 障害児統合保育対策費においては、公営保育所と民営保育園におきまして加配区分が異なる部分を標記のとおり仮定致しますと、0.2人相当児童5人で常勤読み替え1人、そして単価加配分で3:1が1人となり、単価加配部分において年額で約88万円となります。

常勤読み替えといいますのは、3:1児童が3人、5:1児童が5人となった場合に、単価加配によるのではなく、プール制給与格付職員相当額で措置する、すなわち、当該障害児を担当する職員のプール制の給与格付に相当する額に読み替えを行うこととございます。

そして、(5) 主任保育士専任化加算におきましては、年額で約380万円、(6) 事務職員雇上費加算においては、年額で約69万円となります。

ここで、ページを戻っていただき、5ページの下の方の箱書きをご覧ください。

先ほど、順にお示しいたしました、職員定数や金額換算部分を総括的にまとめたものとなっております。

まず、公営保育所の例として、左側の「定数」の部分に、先ほど算出した職員の定数をお示ししており、それに対する職員配置をその右側にお示しております。

ここでは、定員が16人に対しまして、14人の正規職員と2人のアルバイトで対応をしており、延長保育対応として短時間職員が配置されていることを

表しております。

次に、民営保育園の例と致しまして、左側に職員数に関する部分、また右側に金額換算等の部分を記載しております。

この見方と致しましては、民営保育園の例の部分、左側上から、プール制における保育士定数9人、調理員定数2人、フリー経費定数1で計12人、それに障害児統合保育対策費で常勤読み替えとなった1人分を加えまして合計で13人が、職員数として算定される部分となります。

次に右側には、金額で算定される部分を集約しており、その合計は約2,200万円となっております。

ここで、平成20年度におきます保育士その他プール制全体の平均人件費約490万円です。2,200万円を除きました約4.5人分を金額部分において雇用することが可能であると仮定致しますと、先ほどの職員数合計13人に4.5人を加えまして、金額換算も含めた職員数は、17.5人となります。

この場合、公営保育所と比較いたしますと、定数部分では民営保育園の例の方が職員配置で若干上回っており、特別保育対応の短時間職員部分を含めるとほぼ同じという状況となります。

次のページをご覧ください。

算定例②につきましても、資料の算定方法は同じでございます。詳しい説明は省略いたしますが、この場合におきましては、定数部分で公民ほぼ同じ程度、特別保育対応の短時間職員部分で若干、公営が民営を上回っている状況でございます。

次のページをご覧ください。

算定例③につきましても、例②とほとんど同じで、定数部分では公民ほど同じ程度となっております。

こうして比較致しますと、公民でそれほどの格差がない状況ではなかろうかと考えております。

職員配置基準の比較につきましては、以上でございます。

それでは、次のこの資料の23ページの資料3をご覧ください。

これまでの資料におきまして、公営保育所と民営保育園のモデル年収の比較を行いました。公営保育所におけます諸手当についての御質問がございませ

たので、一覧にまとめさせていただきました。

一般的なものと致しましては、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、そして退職手当が挙げられると思います。地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当につきましては、国基準の保育所運営費の保育単価に含まれておりまして、その内通勤手当につきましては、本市単費援護費としての通勤手当助成も加算していることから、ほぼ本市職員並まで改善している状況でございます。

また、扶養手当及び住居手当につきましては、公営保育所におきます受給率は、それぞれ33%、また59%となっております。

そして、いわゆる特殊勤務手当として、社会福祉業務手当及び変則勤務手当がございます。それぞれ入所者の保育業務に従事したとき、日額130円、特別保育に従事したとき1回150円となっております。

最後に、退職手当につきましては、平成20年度の平均で、ご覧のとおりとなっております。民営保育園につきましては、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び京都府民間社会福祉施設職員共済会の退職給付金制度によりまして、国家公務員相当程度に改善されております。

参考と致しまして、右側に記載しておりますのは、民営保育園に対する保育所運営費、いわゆる保育単価の中に含まれると試算されますそれぞれの金額を記載しております。

実際に受給している職員がいるかどうかに関わらず、保育所運営費としては各保育園に対し積算・支給されているものでございます。

諸手当につきましては以上でございます。

25ページの資料4をご覧ください。

こちらは、民営保育園の年齢構成を議論した際に、公営保育所に係るものにつきまして資料要求があったものでございます。

一番上に、公営保育所の年齢構成を記載しております。以下、民営保育園の部分につきましては、第3回委員会の参考資料でお示したものと同じでございます。

公営保育所の年齢構成につきましては、プール制の全体と比べますと、いわゆるベテランの割合が比較的高く、民営保育園の中では、上位と中位の間に入るような状況でございます。

これは、平成7年度から平成11年度にかけて、保育士の採用を行っていなかった時期があることに加えまして、職員が公務員の長期勤続であるという特性によるところなどが要因ではなかろうかと考えております。公営保育所の資料につきましては以上でございます。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。配置基準・職員処遇・年代別職員割合に関する規格の御説明をいただきました。これらの資料につきまして、委員の皆様から、御質問がございましたらお願い致します。

○ 片岡委員

資料提出をお願い致しまして、丁寧に資料を提出していただきましてありがとうございました。

京都の保育園の公営と大きい差があまり存在していないということもわかりまして安心しているところでございます。

○ 宮本委員長

他にいかがですか。特にございませんでしょうか。時間も制約されておりますので、第2の課題であるプール制見直しに係る論点の議論に入っていきたいと思えます。事務局の方から資料の説明をよろしくお願い致します。

○ 事務局

(プール制見直しの論点③、④などについて)

それでは、お手元の「京都市プール制検討委員会 資料」の1ページをご覧ください。

プール制見直しの論点としまして、これまで、①相互扶助及び②配分基準の公平性について議論を進めていただきました。

今回は、諮問書からの大きな論点③、④につきまして、御議論をいただきたいと存じます。

これまでの議論におきましては、大きな論点②配分基準の配分制の議論を行

った際に、給与格付、いわゆる給料表が在職年数に応じて上がることで、それに基づくスキルについての論点がございました。

そこでは、在職年数に応じて給与格付が上がると保育に集中ができる。そして、能力、スキルを評価することは大変難しいという側面があることを認識しつつも、

- ・ 単に在職年数が高いことと経験に基づいた高いスキルとは一概に一致しない
- ・ また、職員の能力や園における役割に応じた評価、いわゆるキャリアパス・キャリアラダーも検討するべきではないか。
- ・ さらに、職員のやる気を喚起するような裁量的方策も必要ではないか。
- ・ また、組織におけますバランスの取れた年齢構成の在り方につきましても、検討が必要ではないか。

というような、御意見がございました。

これらの論点につきましては、給与格付部分、プール制で言いますと、いわゆる“左表”についてのものでございますが、こうした部分が固定的になるのではなく、各園におきます人事管理上におきましても一定の自由裁量範囲を設けて、御意見があった課題に対応できるシステムの構築が取り入れられないか。

また、本市の民営保育園は、これまでから乳児保育や夜間保育などを、公営保育所に対してはもとより、全国的にも先駆的に取り組まれるなど、意欲的に様々な保育ニーズに応えようと努力をされてきました。

そうしたことを踏まえますと、プール制においても、各保育園が創意工夫の中で努力していることが一定反映されるといった、園のインセンティブを喚起するような仕組みを検討し、京都の保育を牽引するような仕組みを構築することも必要なのではないかと存じます。

これらは、運営改善費、プール制で申し上げますと、いわゆる“右表”の在り方の議論になって参ります。

ここで、運営改善費の議論に入る前に、多様な保育ニーズへの対応状況としまして、本市保育施策とプール制の位置づけについて、ご確認をしておきたいと存じます。

1の多様な保育ニーズへの対応状況についてでございます。

以下は、民営保育園におきます多様な保育施策への対応状況についてまとめたものでございます。

“通常・特例保育”としている部分が、保育所機能の最も基本的なベースとなるところであり、国が示す最低基準を充足するための保育所運営費によって賄われております。

この保育所運営費そのものには、定員の内外についての特段の区別はありませんが、本市が国の最低基準以上に、職員の配置基準や給与水準を改善するに当たっては、プール制と定員弾力化対策費との間で、一定の区別を行っております。

その内、定員内児童に対します施策と致しましては、今回の委員会における議論の直接の対象となっております“プール制”に対する財政支援がございません。

そして、定員を超えて児童を受け入れております、いわゆる、“定員弾力化”を行っている園に対しまして、定員外入所児童に対する保育士の加配基準を本市基準に引き上げるため、“定員弾力化対策費”を単費として助成しております。

これらが、基本的ベースの部分となり、これに様々な事業ごとの助成、順に申し上げますと、障害児の受け入れに係る保育士加配である“障害児統合保育対策費”，またいわゆる特別保育としての，“延長保育事業”，“一時保育事業”，“休日保育事業”，障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業として“障害児受入促進事業”，夜間保育に係る事業として“夜間保育推進事業”，“夜間保育対策費”，地域子育て支援に係る事業として“地域子育て支援ステーション”事業がございました。

そして、現在、保育所ではなく医療機関のみにおいて、本市では乳幼児健康支援デイサービス事業として行っている“病後児対応型保育”がございました。

こうした状況の中、プール制につきましては、定員内児童に係る通常・特例保育に関し、職員の配置基準の改善や職員処遇の向上を図る制度ではございますが、他の制度と比べまして予算規模的には極めて大きい比重を占めております。

従いまして、プール制において、多様な保育ニーズに園の創意工夫で応えられる要素が増せば、多様な保育施策に対するインセンティブの喚起に繋がるの

ではないかと考えております。

次のページをご覧ください。

保育施策に占めるプール制の比重が大きいことを御説明致しましたが、続いて、2プール制における裁量について、(1)園の裁量や創意工夫を反映させる部分としての運営改善費についてでございます。

運営改善費は、認定職員数や定員規模の区分により、労働条件改善費・運営条件改善費・給食業務改善費として算定されまして、個々の職員の給与等とは別に、園に配分されるものであり、裁量の余地が大きい部分でございます。

ここで、○基準の在り方については、＜現行基準＞をお示ししております。

これを見ていただきますと、労働条件改善費では、フリー経費定数を含めた認定職員数をもとに、また次の運営条件改善費におきましては、定員規模をもとに、そして、給食業務改善費においては、調理員加配や外部委託の状況をもとに、それぞれ金額が算定されることとなっております。前の2つは全保育園に、給食業務改善費は要件を満たす保育園に適用されることとなっております。

このことから、現行の基準は主に、施設規模（定員数）、そして認定職員数に着目しているものと言えます。

プール制が、通常保育と特例保育の範囲をカバーする制度であると致しましても、施設の規模等だけでなく、もう少し幅広く、各園が行っておられます多様な保育ニーズへの対応等を加味し、園のインセンティブを引き出す要素を取り入れる検討を行っても良いのではないかと考えているところでございます。

次のページをご覧ください。

そうした要素の、あくまでも例としまして、いくつかの項目を挙げさせていただきます。

第1に、産休明けの保育の実施についてです。

第2に、障害児の受け入れ、例えば、通常の障害児加配において考慮できていない、特例保育分、延長保育分、一時保育分、休日保育分を考慮するなどございます。

第3に、アレルギー児対応等、例えば、除去食や代替食の対応状況。

第4に、食育の推進、例えば、地産地消の取組、給食業務委託時の質の確保

の体制など。

第5に、専門職の採用，例えば看護師や管理栄養士を採用したり，保育士が他の資格を取得するなどして，児童や保護者に対して専門性が高くきめ細やかなサービスを提供するなど。

第6に，言語や食文化が異なるなどの外国人児童の受け入れ。

第7に，能力向上の取組，例えば研修参加率など。

第8に，保護者に対する支援。

第9に，第三者評価の受審。

第10に，先駆的取組の実践，例えば，保育に関する新たな試みや取組でプール制の相互扶助の精神のもと推進するに値するものを連盟で認定し，一定の加算を行うなどを想定しております。

第11に，基本的保育サービスの着実な提供などがございます。

ここで，参考資料集の1ページ，資料1をご覧ください。

一例ではございますが，先ほどのインセンティブの要素として取り上げたもので，例えば産休明け保育の実施状況は，民営保育園全体で約55%となっております。

同じ0歳児の受け入れでも，月齢によって，その保育内容やかかる労力はかなり異なりますので，そうした努力を評価する，また，産休明け保育を促進する意味でも，インセンティブの要素として取り入れることを検討しても良いのではないかと考えます。

また，アレルギー児対応として，除去食・代替食対応を行っていただいている保育園が多くございますが，その対象人数等によっても，やはりかかる労力は異なって参ります。そうしたものを要素に取り入れることも検討の対象になるのではないかと考えます。

資料の4ページにお戻りください。

加算のやり方も，例えば，児童数割りや定員割りなどの基礎的部分の上に，様々な要素を加味するようなものなど，いろいろ方法が考えられます。

また，これらはプール制の枠内で行うものであるとすれば，様々な取組の事業費としてではなく，プール制におけます傾斜配分の算定基準として取り入れることになるものだと考えております。

この中で、基本的保育サービスの着実な提供につきましては、前回の委員会におきましても保護者会様から問題提起がございましたが、土曜保育が一部完全に実施されていない現状や、夏期・年度末始休園の課題など、基本的な保育サービスの着実な提供に関して改善すべき点がある以上、本市が指導監査などを通じて改善を図ることと並行して、プール制においても基本的な保育サービスを担保する仕組みを取り入れ、プール制に対する市民的理解を得る必要があるのではないのでしょうか。

インセンティブの要素は、様々なものがあると思います。委員の皆様が培ってこられた分野での経験等をもとに、議論をお願いしたいと存じます。

次のページをご覧ください。

最後に、論点整理の際にも挙がっておりましたが、プール制に関する説明責任についての論点でございます。

事業の仕組みや役割、資金の流れ・使途などに関して、これまでは必ずしも情報がオープンではありませんでしたが、多額の税金が投入される事業として、説明責任の確保が重要であることは、言うまでもございません。

具体的にどのような項目で情報開示を行うことが必要かという点もご議論を願う必要がございます。

項目の例と致しましては、

- 連盟におけるプール制事業の予算書・決算書
- 各保育園に対するプール制配分金額
- また、プール制所要額積算内容

例えば、認定職員数や運営改善費の積算内容などが挙げられるのではないかと考えられます。

また、

- 各保育園に対するプール制以外の本市単費援護費等明細も保育園に対する資金の流れを示す上では必要ではないかと考えております。

情報提供の方法としては、ホームページなど、市民の皆様が手軽に簡単に情報にアクセスできるものが中心となろうかと存じます。論点に関する資料につきましては以上でございます。

○宮本委員長

ありがとうございました。説明責任につきましては、公共性或いは公益性・公開性をいかに確保していくかに関する議論になるというふうに理解をしております。

これらの資料につきまして、委員の皆様の方からご質問・ご意見等をお願いしたいのですが、その前に、私の方から事務局のご提案について確認をさせていただきたいことがございます。

第2回目の委員会で、現行では運営改善費を11億円というように伺ったかと思いますが、右表で要素（ファクター）を採用する際、プール制における傾斜配分の算定基準として取り入れ、基本的な保育サービスの着実な提供を担保するというように理解させていただいたのですが、これでよろしいでしょうか。

○事務局

はい、委員長の理解のとおりでございます。

○宮本委員長

わかりました。それでは続きまして木原副委員長からお願い致します。

○木原副委員長

これまで論点2のところの議論をしてきて、今は論点3、4についてですが、今の現場を見て、多様な保育ニーズの対応というのは、1つには、様々なニーズがあって、様々な形で応えざるを得ないです。

保育園は社会的な資源でありますから、保育園の社会的役割というのを大変強調しておりますので、このニーズは良くてこのニーズは駄目という訳にはいかないというふうに思います。

そういう意味では、地域でいろいろなニーズに対して、応えられる資源として主力的なのは保育園だと思いますので、そういう仕組みをプール制で対応できるのであれば、私は大変嬉しいと思います。

そのような仕組みに、まずどういうふうに工夫していけば良いかを考えていく必要があると思います。

それと関連してくるのが裁量についてですが、前回、組合の方から自由裁量は危険だというような発言があったように思いますが、一定の用途制限がかなり厳しく社会福祉法人にはございます。

私の園の自由裁量制の取り組みについて申し上げますと、延長保育をしておりますので、7:00 から 19:00 までの 12 時間を、プール制の認定職員が 15 名・非認定職員が 8 名で勤務しており、時差が 10 通りになるようなローテーションを組んでおります。

子供にとって、非正規の保育士も正規の保育士も、1 日接してくれる大人で同じ保育士です。非正規の職員だから手を抜いているとかは言えないですから、非正規の保育士達にもきちんと研修も受けて欲しいですし、我々の思いや保育園のポリシーもしっかり知って欲しいと思いますが、実際はプール制認定と非認定の格差は非常にあります。

ですから、私はこれまで非認定職員の給料を時間給としておりましたが、本年度から固定給として、プール制の認定職員の給料とほとんど同じものにしました。

そうして、プール制の認定職員の給料を少し落とすことにしました。

しかし、監査では指摘をされまして、説明をしますと、今のプール制のルール上ではその裁量性は認められないという話になる訳ですが、一定、精算基準であるという項目だけで、それによって園長の裁量でそういうふうにしていて、今いる 23 名の保育士達は休暇も長時間勤務も含めて、正規も非正規もないのですが、そういう形にしますと、どうしても左表も右表もしんどくなりますが、私の裁量性ではそのようにしております。

さらに地域に広がっていく時に、私は、できる限り地域の在宅の子供達とその親達がすぐるところがなく、専任の保育士をつけたいのですが、その余裕がありません。

そういう意味ではさらに定数を増やしていただきたいですし、財源的な関係があるのでできるかどうかは別としますが、F 係数を元に戻して欲しいですし、そのような形で定数を増やす必要があると感じております。

一定限られた条件の中でしばられてしまうと、保育園が民営保育園の独自性を発揮しようとしても、非常に制約がありますので、そういう裁量性というこ

とについては、悪いことをするわけではないですから、社会福祉法人に関しては、一定の厳しく用途制限があるわけですから、その範囲内でその園の予算を活かしていくという意味では、私は裁量性が認められていくプール制であるべきだと思います。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。関連して、或いはその他の事柄で何かございますでしょうか。それでは、油谷委員，よろしくお願い致します。

○ 油谷委員

具体的な提案も出されております。今一度，委員長に確認をさせていただきたいのですが，今までの議論も踏まえまして，この検討会は，保育の質を上げていくための委員会として捉えさせていただいて間違いないでしょうか。

○ 宮本委員長

もちろん，検討会の軸はそこに置かれているということです。委員すべてが，共通として認識しているところであると私は思っております。

○ 油谷委員

そして，守るべきものは，子供達の最善の利益であるというふうに思っております。

○ 宮本委員長

はい，その通りです。

○ 油谷委員

ありがとうございます。保育現場の職員が委員会の動向に，少し期待と不安を感じています。

保育者は生活者として子供の1番傍にいる人間モデルですので，1番前向きに保育に従事していかなければなりませんので，ご確認させていただきました。

ここに上がっております自由裁量について考えました。現場の保育士として多様なこのニーズにおいても、それから、正規・非正規の扱いにおいても、保育の根本においては、何を守るべきか、私達が今、子供達に何を伝えていかなければいけないのかを考えました時に、自己肯定感というところに至りました。

この検討会が始まりました時に、いつかの論点として皆様にお話をしたいと思っていたのですが、自己肯定感は一言で言うのであれば、私は私のままでいい、自分を好きになるという自尊感情です。

先日、山本委員から、京都の子供ということでキーワードをいただきました。私達がプール制にこの40億円という市民の税金を使わせていただくのであれば、我々の保育により京都の子供達がこのように育ってきて、今後こんなところを育てていかなければならないのですよという、これはいわゆるプレゼンなのだと感じまして、納得して予算を立てていこうと思っていたかなければ、おっしゃるような説明責任も果たせないのかなというように感じました。

現在まで、京都市の施策として京都では福祉に前向きに取り組んでこられて実践してこられたおかげで、京都の子供達が家庭や地域や社会に守られながら育ってきたのだと思います。

そして、それぞれの保育所で理念をかかげ、全国でも京都の保育は水準が高いといわれる実践を先人の先生方が積み上げてこられました。

しかし、今私達が現場で大変懸念しているのはこの自己肯定感です。京都の子供から少し離れるのですが、中央教育審議会のデータでは、『自分に良いところがあると思いますか。』という問いについて、『あると思います。』という回答は、小・中学生で3割・4割ととても否定的な回答でした。

国際的な子供の意識調査では、アメリカや韓国等の諸外国と比べて日本の子供達は肯定的な回答をするものの割合が低いことが明らかになっています。

ユニセフの行いました日本の子供の幸福度調査というものにおいても、学力面では高いのですが、自信が持てないという結果が出ております。

日本の子供は先進国でずば抜けて孤独感や疎外感が強く自尊感情が低いことが分かります。

自分のことを大切にできない、自分のことを好きになれない人間がどうして他人のことを大切にしたり尊敬したりできるのか。

そして、大人になった時に他人と協力しながら助け合っていくとか、そういうことが果たしてできるのか、ということを今保育の現場におりまして大変危惧致すところでもあります。

また京都市教育委員会のデータに拠りますと、小中学生の長期欠席児童者は年々増加しているところです。

この自己肯定感は私の保育の経験で申しますと、保育園で過ごす0歳から6歳、人として成長する中で、1番重要な土台の時期に、信頼できる大人とのかかわりによって、人との絆、これは愛着と申しますが、この愛着が育ってこそ子供達がこの先、生きていくために必ず必要な自尊感情や自己肯定感に繋がるものであると痛感しております。

しかし、今、他者との関係性を築くことに生き辛さを感じている子供達が本当に急増しているのも現状です。

子供にとっては家庭が1番大切で、どんなに私達が心を尽くして保育をしても親に代わるものではありません。

しかし、就労をしている保護者は毎日本当に忙しくしておられて、子供とじっくり向き合う時間がないというのも私も経験しましたが、現実です。

毎日保育園で、10時間、11時間、12時間を過ごす子供達にその大切な時間、保護者に代わって人として生きるために必要なことをじっくり伝えていくのは私達保育関係者の役目であると思っています。

保育所の果たす役割は、保護者を巻き込みながら、子育てを保護者と共同でおこなう、保育所は保護者の問題を引き受けながら、子供を軸に専門的に家庭をサポートする、どんな子供に育てたいのか、どんな子供に育てて欲しいのか、保護者とともに考えファミリーを支えていく、ファミリーソーシャルワーク機能を果たすのが、今求められている保育所なのだというふうに、今回の論議をずっと経過していく中で、強く感じています。

保護者に代わって思春期、大人の壁が超えられるように0歳から6歳までしっかり愛情を込めて育てること、保育所は決して在園中の間だけではなくて、子供達が1人の大人になるまで姿を見通して保育をしています。

人生の基盤・土台を作るこの大事な時期に最低でもこの配置基準を必ず守っていただきたいです。これは子供の発達権利を保障するものするものだと思います。

ていただきたいと思っております。

今、子供達に手間や時間をかけないで、これがどうして京都の未来があるのかと疑問に思う程です。

保育の現場では、あなたは本当にかげがえのない大切な存在なのですよ、ということ子供達に心から伝えていかなければならないと思っておりますし、先ほど、木原委員がおっしゃったようにそれは在宅家庭の親子においても同じです。

子育ては文化ですので、子供を産めば誰でも母親になれるというものではありません。

おしめを取り替えたり、あやすという行為を自分の産んだ子供で初めて体験するという母親が全体の約90パーセントという時代ですので、保育所の果たす役割は大変重要であるということです。

最後に、新しく改定されました保育指針においても、この自己肯定感がベースにあるのだということをお伝えしたいと思えます。

この委員会に関わっていらっしゃる皆様が京都の未来のために、まず子供達がどんな大人になってほしいのか、夢を語っていただいてそのためにプール制がどうあるべきかを考えていただければ嬉しいと思えます。

子供が育つところにきちんと視点をおいて、制度があればいいかと思えます。また職員も夢をもって、専門職として仕事ができるプール制であればいいというふうに思えます。具体的にお示しいただきましたので論点は保育士会の方に持ち帰りたいと思えます。以上です。

#### ○ 宮本委員長

ありがとうございました。自己肯定感につきまして、これは子供のみならず大人も当然必要です。

ファミリーソーシャルワーク。これは家族を全体としてサポートしていくということで、これからの課題ではないかというように私は思っております。

#### ○ 山手委員

先程、木原委員がおっしゃられましたように、全国的に保育園が非常に注目

されて、地域に保育園が果たす役割がますます必要になってきております。

その中で、多様な保育ニーズに対応する保育園での事業を実施する中で、正職員・非正規職員が同じようにということですが、その企業努力をする中で、確かに課題もでてきております。

その中で行き過ぎた自由裁量は問題があると思いますが、職員のやる気をだすのも園長としての使命だと思います。

今まではプール制の相互扶助の精神の中で、プール制の制度が実施されてきましたが、互助精神の中で自助努力も必要ではないかと考えております。

お互いに努力する中で、個々の法人や個々の努力は配分面で少し評価されるようなシステムを、時代とともに変えていく必要があるのではないかと私は考えております。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。

○ 片岡委員

プール制の説明責任というところで、このことは本当に大事なことだと思っております。大きなお金をプール制にいただいて使っていく、その使い道について説明責任を果たすということは大切だと思います。

特に、それと今保育現場で園長として困っていることは、年度途中の受け入れが非常に多くなってきて、その時の職員の補充について困るという話をされています。

定員外入所で、すぐに人を増やす必要がある時に、ハローワーク等で求人をしてでも集まらずに困っていると話を聞いています。

また、ハローワーク等の求人に出している時給単価と、実際に応募してこられる方が望む時給単価とにかなりの差があり、困っており、その辺の改善が必要だと思っております。

それと、インセンティブが働くというところについても考えております。ただ、この様々な事業をしていく時に、考え方というのをもう 1 度整理し直す必要があると思います。

先程も子供の最善の利益というお話がありまして、保育園ですから、子供の最善の努力とその親達のことをも含めて考えていく必要があるということを再認識して議論を進めていかなければ、子供の利益・幸せということばかりを言っていますと、その周辺のところでは我慢せよという話になるかもしれません。

でも、その親達のことを十分考えて様々なことをしていった上で、本当に親達と子供達の素晴らしいものを作っていくということが大事なのではないかと最近はお考えしております。

○ 宮本委員長

それでは、木原委員からお願い致します。

○ 木原副委員長

先ほど、自己肯定感の話で、保育の質に関わる話で、私は今そういう保育・子育ての文化を意識的にこういう日本の状況になっていることについて、我々は意識的に学んだりして理解をしておりますが、それを伝えて、保育園の子供達はそういう姿勢で保育に関わってもらっているわけで、そうなってくると、保育園の園児以外の子供達はほっといてもいいのかということになりますが、当然在宅などで育てられている子供達の中でも虐待等の問題が起きております。

これは、在園している子供の保護者達が、きちんと子供達が自己肯定感を得るような子育てをしているかというところが難しいところがあり、はっきり肯定できないところがあるのですが、私が申し上げたいことは、自己肯定感には保育園だけでいい、というのでは駄目じゃないかと思っております。

実は現在、国のレベルでの制度改正の話をしている中で、この議論をまさにしております、保育園に在園しているのは全体の3分の1くらいしかおらず、幼稚園もありますが、残りの7割をどうするのかということを含めて、地域の資源として保育園の役割を広げていかなければいけないと私は思います。

それから、考えとしては福島大学の宮先生のお言葉を引用させていただくのですが、保育の質というものの1つ目は、日常の子供と接する過程（プロセス）、2つ目は定数だとか環境・広さだとかの保育条件、3つ目は労働条件、その3つを宮先生は挙げられております。

そうになっていくと、保育の質は、極端に言えば、制度条件が良くなれば良くなるほど、それは必要十分になって十分条件ではなく、必要を十分にするためには、日常のプロセスが大切になってきます。

そこで、油谷委員がおっしゃられたような自己肯定感をどう育んでいくかという、そういう姿勢を保育士が、山田先生がおっしゃられたような研修体系等も含めて、そこまでは難しいと思いますがセットできれば1番いいと思っております。保育の質を上げる条件がプール制だと思います。

前回、保護者会が保育園の印象がバタバタしているということをおっしゃられており、朝と夕方の10分で判断されていたのだと思いますが、バタバタしていたのであれば、自己肯定感は育めないと思います。

先ほど丁寧な愛着関係とおっしゃいましたが、大人との関係を構成するとなると、非常に定数というのが大切なことだと思います。

さらに、一定労働条件も当然必要になってくる訳ですが、そこは避けてはならないと思います。

全国の市町村が1800あり、その内、職員加配をしているのは16.8%という内閣府のデータです。

政令都市では、多い方から横浜で次に京都という順序で、確かに額は40億円に削られたのですが、それでも他に比べればまだいい方ですから、この40億円をいかに有効に活かして、保育条件を良くしていくことが保育の質につながっていくというふうに思いますから、保育士会がおっしゃられたことも、きちんと入れ込んでいかなければいけないと思います。

#### ○ 宮本委員長

ありがとうございました。今、山田先生のお名前が出ておりましたので、山田先生の方から、もしよろしければお願い致します。

#### ○ 山田委員

第1回目の委員会では介護と比較してお話しをさせていただいたのですが、介護の分野では介護保険が急激に利用者サービス量が拡大しましたので、120

万人の介護従事者が働いている中で、国家資格保持者は30万人で、残りの7割強は国家資格がないという状況です。

それから、その配置基準の問題ですが、保育におきましては京都市が国の基準を上回っており、それを守っておられます。介護施設では配置基準が混乱しているために、頑張っているところ程、給料を低くせざるを得ないという状況が起こりかねない状況があります。

配置基準というのは施設の場合に、50名の定員に対して、何名の職員といった議論になるのですが、在宅の場合は夜間・早朝・深夜といったサービスがニーズとしてあり、小規模多機能拠点の場合などその職員の配置が議論となります。

これはワークシェアを含めて、この業界の問題だけではないと思っておりますが、基本的に施設においてはその配置基準とケアの質の関係で、在宅においては長時間や休日・夜間のニーズに応えようとした時に、どういう仕組みが必要なのかということ、それが十分でないと頑張るほど損をしていくみたいなことになりかねないのです。

本当にこのニーズに応えたいという福祉の原点でもある思いで意欲的に頑張るのですが、意欲に支えられる面に過度な期待をするしくみを続けると、様々な意味で質を継続させる点において難しい問題が生じます。

1つ目が介護の資格の問題、それから今言ったニーズに応えるというところと、その制度をどう支えていくか、大変介護でも大きな課題になっています。

職員の成長や、安心して就労できるという職員のニーズ、そして事業者が継続して安定して運営できるというニーズがありますけれども、ご利用になる方に応じたニーズもあります。

ただ、そのことを満たそうと思うと先程、言ったように1つのアンビバレンツな状況のリスクがあり、介護分野でもそういうことが起こります。

それから、今の専門職で、標準的な給料のあり方についてです。

介護分野ではそれが崩壊していったために、例えば今回報酬が3パーセントアップしたとかいう話がありますが、非常に低い給料基準でやっているところについては、報酬の増額を給料の増額に反映しやすい、或いは職員配置を低くしているところは、配置を増加する財源にも使えます。要するに、極端ないい

方をすると、頑張っていないところは対応し易いのですが、職員配置も給与も頑張っているところについては、すでに赤字すれすれみたいなところでしているようなことが、介護の世界では起こっています。

そういう意味では、いわば専門職の標準的な給料のあり方、介護の分野では大きな課題になっており、保育の分野においても、専門職として成長していく、或いは組織内で責任が重くなっていく、ということと給料の関係が市民的視点で見たら、バランスについての論点は残ると思っています。

しかしそれにしても、保育士という専門的な職員の標準的な給料基準については、守るべきものとしてしっかりとした確立がされていないと介護の世界のように崩れていくというリスクがあると感じています。

そこで、いろいろ私どもの業界と比較して申し上げておりましたが、今日の資料の2ページの真ん中にあるところについてお聞きしたいことがあります。

通常保育が8:30～17:00、そして、特例保育が早朝1時間の7:30～8:30と夕方1時間の17:00～18:00で、これが特例の内容と書いてあるかと思いますが、京都市内に公営民営を含めて250ヶ園くらいあるという報告がありました。が、日曜日・祝日に保育を実施されている園は、何ヶ所あるのかということをお聞きしたいです。

また、日曜日・祝日に開園している保育所は、日曜日・祝日にご利用になる場合と平日にご利用になる場合のご家族との費用の負担はそれぞれどうなるのですか。

それから、18:00を超えた長時間を見ていると、夜間保育所が11:00～22:00ということですから、8:00～22:00まで継続して預かっていたらいいのかどうか、18:00を超えての延長保育についてどういう仕組みになっていて何ヶ園くらいがされているのかということをお聞きしたいです。

さらに5ページにあるその他の論点として、連盟におけるプール制事業の予算書・決算書の情報開示についてですが、プール制の運営をしているところで不正があったと新聞等で見たように思います。

再度、プール制の事務的機能を果たしているところで、何が原因でどういう不正があったのかということが、予算の開示と関連があるかと思しますので、そのあたりのご説明も簡潔によろしくお願い致します。

○ 事務局

それでは、説明をさせていただきます。不正の問題ですが、プール制に関しまして不正があったということではございません。

プール制以外の京都市の単費援護費の受け入れに関しまして、連盟と保育課の方で適切な事務がされていなかったということです。

休日保育の状況につきましては、市内で現在、民営保育所が3ヶ所、公営保育所が1ヶ所の合計4ヶ所で開催しておりまして、保育時間は7:30~18:00まででございます。

開所日は日曜日・祝日、年末の12月29~30日を休日保育としております。

利用料につきましては、給料所得で多少軽減措置はございますが、基本は1回あたり3歳未満で2600円、3歳以上で1500円となっております。

昼間保育所の延長保育につきましては、18:00~19:00でして、実態は7:00から開いておりますので、京都市の方では、7:00~19:00までの12時間が保育時間です。

夜間保育所につきましては、11:00よりも前に2時間の延長保育を認めておりますので、9:00から22:00までですが、実態はそれを超えて各保育園が京都市の補助を受けずに、自主的に延長時間を延ばしているケースもございます。

延長保育の実施園は、現在、255ヶ園中175ヶ所で約7割の保育園が延長保育をしている状況でございます。

○ 宮本委員長

それでは、安保委員の方からよろしくお願ひ致します。

○ 安保委員

1つの京都市からの提案をいただいたのですが、この要素の面や様々な点については、もう少し細かく検討する必要があると思います。

例えば、第三者評価を受けるにはお金がいる訳で、それを上回るものを要素としてプラスしないとイケませんし、その第三者評価は必要だから受けるのですが、各園の労力とか様々な面で優先順位もあると思いますので、実際に役立つ基準なのかということは現場の意見も聞く必要があるのではないかと思います。

す。

それから、子供達についての基本的な理念は、私も非常に関心のあるところですのでしっかりと聞かせていただいたのですが、子供達自身が自己肯定感をなかなか持てない環境にいるということもそうですし、子供達のお母様方に同様のアンケートを取りますと、お母様方が子育てを楽しめないという状況があり、世界的に見ても子育てに対する喜び等が極端に低いのが現状です。

問題なのは年齢が上がっていくに従い、子供達の自己肯定感が落ちていき、母親の子育ての喜びとか、自分の子供が素晴らしいという感覚が落ちていくというのが1番問題ですので、保育園で子供達に自己肯定感を持たせるような環境作りに配慮することを市民に訴えたとすれば、保育園の実績を、保育園を離れた後の子供達の状況もアピールしていくかというところが大きな要素かなと思います。

それであるならば、保育園連盟が作っているプール制の要綱の中では、基本的に職員の待遇をきちんと改善して労働条件を守り、その上で保育関係を良くするということが目的となっておりますが、究極の目的は何かということを確認にして、例えば、子供の最善の利益を守ることとか、親の子育て支援をするにはこれが必要だということを確認しないといけないですし、職員の待遇の改善を最終目的にするような書き方だと市民の理解は得られないと思います。

そして、保育理念を明確に打ち出して、連盟の運営や組織の透明性をきちんと確保していく必要があるのですが、どういう組織なのか私もよく知らないのですが、第三者の方をきちんといれていただくとか、公益法人の改革で社団法人をどうされるかわかりませんが、そのためにも公益性を前面に押し出さないといけないと思います。

プール制の問題の受け皿のところがどれだけしっかりとしているのかが1番大切ですので、透明性の確保のためのいろいろな数値というのは、連盟の方から、そして各園の方からこういうことができますという積極的なご意見をいただいた方がいいのではないかと思います。

プール制を確保した、きちんと運営できるシステムにするのだ、という積極的なご意見をいただく必要があるのではないかと思います。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。土江田委員，よろしくお願ひ致します。

○ 土江田委員

スケジュール的にプール制の論議ができるのは，今回が最後なのかなと思うのですが，なかなか私も方向性がまとまらなく，全く違う分野からの意見を求められておりますので，残された時間の中で結論を出したいと思います。

最初から申し上げているように，他の委員の方とは観点が違うのですが，京都市の財政が悪化していることもありますので，1番必要なのは市民の理解を得る制度であることだと思います。

それから，今回いろいろな説明をしていただく中で，事務局の方には痛烈に伝わっていると思いますが，行政の怠慢がかなり明確だと思います。

京都市が出されるお金ですから，プール制も含めてきちんと行政としての責任を果たすべきだったのに，それができてなく40年間，保育園連盟にお任せになったのは大きな誤りだと感じました。

非常に言葉がきついかもしれませんが，この行政の怠慢さに保育園に携わる方々以外の目が行き届かない制度になっていて，そういう意味で保育園も保育士の方も一定，安住されていた面があるのではないかという印象を受けました。

これだけ大きなお金を市からなんらかの形で補助を受けておられる訳ですから，まず園としてのプール制を廃止するかどうかですが，例えばごく初期にそういう話がでていた時に，プール制を廃止するとベテランの保育士を切り捨てるのではないかという議論があったと思うのですが，全然そんなことはないと思います。

ベテランは望まれておりニーズがありますので，ある一定のベテランの保育士が保育園の中で確保されるべきであるというのが，我々外部の人間でもわかりますし，それとプール制を廃止することで切り捨てになるというのは，全く議論がかみあわないと思いますし，プール制を見直すこととは直接関わらないのではないかという印象を受けました。

それから，非常に疑問に思っていることなのですが，保育園だけがどうして

公民格差を解消するためにこの制度ができたのか、例えば幼稚園ではこういう制度がない訳ですから、保育園以外の京都市の事業の中でも公民格差がある事業はたくさんあると思いますが、保育園だけがある意味守られてきた訳で、その守られてきたのがいけないことだとは思いませんが、時代の流れの中で、市民の理解を得る方向へ、より良い形に改善していただくために、今回の見直しがいいきっかけになるのではと思います。

それが廃止という結論でなくても、見直すというのはこれをきっかけにしていただきたいと思っております。

それを前提に諮問書の3つの検討事項が上がっておりますが、自由裁量と創意工夫は、当初から感じていたことですが、このプール制自体の配分のしくみが、どちらかというと比較的規模の大きいところが、配分額が大きくなり、そういう意味では新規参入がし難い配分の方法になっているのではないかという危惧がありまして、新しい意欲のある保育園が創意工夫を持って保育をされるという機会を奪っている面があるのではないかという疑問があります。

それから、40億円の予算を配分するような団体が、何も透明性なく外部のチェックを受けることもなく存在することについては、見直しをしていき透明性のある制度にしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。それでは、山手委員よろしくお願い致します。

○ 山手委員

当初、今までのお話を聞いておりますのは、プール制で当初40億円補助金をいただいていたのですが、国の保育の施策の中で、乳児保育や障害児保育をより積極的に新しい制度として進めております。

それと合わせて延長保育も国の施策として進める中で、京都市がそれを国の施策を受け入れて、民営保育園が多いですので、より積極的に受け入れて、補助金をもらい実施園を増やすために、京都市でも、45億円、今は40億円になっておりますが、そういう経緯があります。

保育については、今までの委員会でもでていたと思いますが、他都市に比べ

て保育施策を実施しているのは、京都は保育精神としてのそういう位置づけで民営保育園が支えてきたということだと思います。

○ 宮本委員長

それでは、井上委員よろしくお願い致します。

○ 井上委員

先生方の貴重なご意見を拝聴しながら、保育園を預かる園長として、役員として難しいと思う部分もあると感じております。

山田委員がおっしゃっていたように、介護のように崩壊してしまうような職員の給料体系になってしまわないように、我々が保育の世界を守っていかねければならないと思いますし、給料保障をしていただけるような方向でいきたいと思います。

自由裁量について非常に沢山の例を上げていただいております。

民営保育園がすべてクリアしているということは言いにくい面があると我が園を見ながら思いますが、しかしながら相当数、我々はこれに関してお応えしていると思います。

油谷委員がおっしゃっていましたが、人がしている保育ですから、それに対する人的保障をしていかなければなりません。

木原委員がおっしゃっていたように、人数的にもしっかり確保したいです。

山田委員がおっしゃっていたように、頑張っているにもかかわらず職員の給料が下がるというような矛盾は避けたいです。

できることならば職員配置を保障いただいて、その中でできる方法を我々の中で模索していきたいと思います。

このプール制は、やはり先輩諸氏の意見を聞いても、京都市と我々保育園連盟がいっしょにやってきたものであり、保育園連盟が一方的に意見をして作られたものではなくて、要綱には、京都市と協議して実施するものであるとはっきりと明記があり、連盟が京都市とともに、京都の保育を良くしていこうと運営してきたものだと思います。

これを聞いていいのかわかりませんが、様々なことを京都市から連盟にご提

案をいただいているのですが、40億円という数値は確保していただけるのか、もっと出すからもっと頑張ってくれとおっしゃっているのか、これ以上だせないから40億円でやってほしいと思っておられるのかということが疑問なのですが、少しお話しを伺いたいと思います。

○ 宮本委員長

それでは、今井委員からお願い致します。

○ 今井委員

今日の論点に沿って述べさせていただきます。

まず、プール制の根本的なところにさかのぼりますが、過去40年間プール制を維持させてきたことですが、残念ながらそこに市民の目という意識がなかったところが反省するべきところで、このような機会は初めてになるのではないかと思います。

このプール制につきましては、過去40年前から、民営保育園が資金を拠出されて一定の配分ルールを作ってやってきました。

その配分基準というのが、何回も説明をされておりますように、一律固定的・確定的なものとしておりますが、すべてが悪いというものではなく、全園が一定のレベルを確保できるという1つの仕組みではないかと思います。

時代の流れの中で、大きな較差が各保育園で生じないように固定的にプール制の配置基準に沿っていただければ、一定のレベルは確保できるのではないかとこの安心感が行政にもあったと思います。

ただ、40年過ぎて時代が変化していく中で、現場レベルにおいて、もっと柔軟に対応していく仕組み・質が欲しいと、それが民間保育園の独自性を活かしていく拠りどころにもなっていくと思いますし、こういったことをシステム上やってもらいたいというのが当然でできますし、市民ニーズもかなり多様化していく中で、固定的一律的なことをしていたのでは、こういった面に応じられないというのが、時代が要請してきていることだと考えています。

そこで、裁量の問題になっていくのですが、1つの踏み出しをしなければならぬのかなと思います。

受託法人がどれだけ信用できるのか、ということが前提になってくると思います。

ただ、時代の流れにそって、各園を運営していただくということを前提に立つならば、ある一定のところについてはお任せしていくというシステムも必要ではないかと思います。

もちろん、何をしてもいいという裁量は働かないですし、木原委員もおっしゃっておられましたが、一定の枠もありますし、監査で指摘されるわけですが、プール制の中で今後もがんじがらめにしていくというような、時代にそっているのかなというのは疑問です。

どれ程の裁量権を与えていくのかということについての議論が必要なのかと考えております。

もう1つ、市民の目線が今回入ったということの重みは結構あります。

市民への目線を今後も継続していくには、説明責任（アカウンタビリティ）をきちんと果たしていくことが必要で、市民が判断できる材料をきちんと情報提供していくことが基本だと思っております。

もちろん各保育園にとっては痛いところを出されるのは辛いところがあると思いますが、市民に説明責任を果たすことになります。

そのことで、行政に対する批判も出てくると思います。

けれども、40億円が市民の税金という前提に立つのであれば、ここできちんと保育園の方々と協力しながら、そういった意味では、このアカウンタビリティをこれを好機として考えていく必要があるのかなというのが、私の考えです。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。それでは、木原委員よろしくお願い致します。

○ 木原副委員長

先ほど、幼稚園との違いについてありましたが、いつも抜けてしまうのが、保育園と幼稚園の違いです。

我々保育園はインフルエンザで休園する訳にはいかないのですが、幼稚園は

休んでいます。

当然、我々も拡大を防止したいのですが、どこの違いかといいますと、公立を含めまして子供達が2万5千人おり、その親達である5万人近くが働いており、保育園というのは子育てだけでなく、親達の就労支援をしているのです。

ですから、一定就労支援というのは、その地域の経済を支えている訳で、所得税・住民税も払い、経済的メリットが随分高いのです。

子育てに関する有名な調査ですが、ペリープリスクール研究といって、0歳から40歳まで追跡調査を行って、0歳からいい保育を受けた子供達が40歳になった時の進学率や年収、逮捕歴等をだすと、圧倒的にいい保育を受けた方が経済的には有利だというデータがあります。

そういう意味で良質の保育は社会的利益がすごくありますので、幼稚園と比べて多すぎるとは思わなくて、そういう子供達が丁寧に保育をされるという環境が非常に必要だと思います。

子供達が丁寧に保育をされる環境が大切で、京都の財産になっていくということが、検討会の中でも一言入っていて欲しいと思いました。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。それでは山田委員の方からお願い致します。

○ 山田委員

先程、説明させていただきました中で、職員の配置或いはご利用者のニーズに応えるところに頑張れば、給料が下がり損をするというような表現をしましたが、そのことについて補足をさせていただきます。

今井委員がおっしゃった、要するに一定の水準を維持するというおっしゃり方、これは護送船団方式と言われる、船の一番遅れるところである最後尾の部分を、ある一定以上の水準に保つという意味で大変大きな役割を果たしています。

それが固定的・確一的になると、今度は先頭を走る部分を抑制する機能が起るというのが一般的だと思います。

そういう意味では、京都市行政が予算を組んで計画的に行なわれる福祉、そ

して、一方では、介護保険のように、市場商品のようなイメージに拠る様々な問題が起こり始めている、いわゆる政治行政における福祉と市場に委ねた場合の福祉といずれも失敗があると言われてしています。

そういう意味では福祉現場でのニーズに応えながら、時代はどんどん変わりますので、先頭を走る部分を支援するような仕組みなしには、時代のニーズに応えきれないだろうと思います。

ただ制度が整っていないので先頭を走る部分というのは、給料の問題など問題がでてきます。そこで補足をしたかったのはしんどいけれど、時代のニーズに答えているというやりがいを、私たちは持っているし、持たなければならないということです。

#### ○ 宮本委員長

ありがとうございました。委員のお話をお伺いしておりまして、私の方から感想を2点お話しさせていただきたいと思います。

第1点は市民の側の理解、そのために説明責任を果たしていくということですが、これはすごく大事なことでありまして、情報を開示してそれで終わりということではないのです。

義務履行の責任、それは子供の最善の利益であり、この約束をきちんと実現すること、そのための責任能力が問われていて、アカウントビリティとはレスポンスビリティに連動する、表裏一体にあるということを改めて確認しなければいけないと思います。

もう1点は、要素（ファクター）で、この議論には当然コストの観点が含まれていると思うのです。費用対効果とでも言ったらいいのでしょうか。

限られた財源をどう投入していくのか。最優先の課題は何なのか、今後答申をまとめていく上で、この議論は避けては通れないというように改めて思っております。

では最後に油谷委員の方から資料提供をいただいております。京都市保育士会における行政区保育士会及び会からご意見を承っているということでございます。それではご説明をよろしくお願い致します。

○ 油谷委員

行政区の保育士会と保育指針に関する意見が届きました。京都市の保育士会が確認をして、理事会で承認されています。お目通しいただきたいと思います。

今までお話をさせていただく中で、保育は現場で行われていることですので、是非、保育の現場を皆様に見ていただきたいというお話をしましたところ、今度、皆様に保育園の現場を見ていただけるということです。

熱心に保育をされている皆様でございます。

どうぞ、保育園で子供達に何を伝えていて、そして配慮がどのようにされているのかということをしつかりと見ていただきたいと思います。

早速に意見を酌んでいただきましてありがとうございます。以上です。

○ 宮本委員長

ありがとうございました。

この資料5の27ページの行政区保育士会とありますが、これは行政区すべてということですか。

○ 油谷委員

いいえ。すべてではありません。

○ 宮本委員長

では、土江田委員，よろしくお願ひ致します。

○土江田委員

私もすべて目を通させていただきましたが、そこにも多く書いてあることですが、プール制を維持することとその処遇を堅持すること、或いは子供達の処遇もですが、これが常に一体だとお考えの方が非常に多いとのことですが、私はこれは京都市がしてもできることだと思いますので、そのことは保育士の結構多くの意見かと感じました。

○ 宮本委員長

地域新聞の発行『赤ちゃん会』や行事などに取り組む、或いは母親を対象とした講演会実施等々、これは現状として、きちんと報酬として評価はされているのですか。

○ 事務局

こういう地域に対する取り組みに関しましては、地域子育てステーション事業で一部の保育園には年間僅かですが助成をしておりますけれども、その対象となっていない保育園に対しては京都市の支援としては不十分でございます。

ただし、改定された保育指針では、各保育園・地域への指針に取り組みなさい、というふうになってきておりますので、従来より、取り組みをするというような位置付けができたのかなと思います。

○ 宮本委員長

それでは、委員の先生方、ゆっくりとお読みいただき、再検討していただくということでよろしいでしょうか。では、以上を待ちまして、第5回プール制検討委員会の議題は終了させていただきます。

次回以降につきまして、油谷委員から提案がありました、また前回の意見聴取の中にも上がっておりますが、保育園の現地実施調査・視察という言葉も使えるのかなと思いますが、11月20日（金）に右京区のゆりかご保育園を訪問させていただくことになりました。

これを第6回の委員会と致したいと考えております。そこでは保育の状況、給食の体制、職員の勤務・処遇或いは保護者対応・子育て支援等々、現場における課題を検討すべく意欲的に臨んでいきたいと考えております。

引き続き、第7回の委員会におきましては、11月30日（月）午前10時からみやこめっせで、プール制の論点に関する議論のまとめに入っていきたいと考えております。

尚、委員の皆様の方から、次回の委員会に提出を希望する資料がございましたら、次回委員会開催の1週間前までに事務局へご送付いただきますようよろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして第5回のプール制検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —